

青森県報

第三千三百六十九号

平成二十三年

三月三十日
(水曜日)

目次

訓 令

青森県防災行政用無線通信規程を廃止する訓令…………… (防災消防課) …… 一

告 示

救急病院の設置…………… (医療業務課) …… 一

保安林の指定解除予定…………… (林 政 課) …… 二

青森県土地利用基本計画の変更…………… (監 理 課) …… 二

道路の区域の変更…………… (道 路 課) …… 三

道路の供用の開始…………… (同) …… 四

公 告

青森県石油コンビナート等防災計画修正の要旨…………… (防災消防課) …… 四

教育委員会

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 四

人事委員会

人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等)…………… (職 員 課) …… 五

の一部を改正する規則…………… (職 員 課) …… 五

公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則…………… (警 務 課) …… 五

正 誤

平成二十三年三月十六日号外第十三号条例中…………… (総務学事課) …… 六

訓

青森県訓令甲第三号

令

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県防災行政用無線通信規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県防災行政用無線通信規程を廃止する訓令

青森県防災行政用無線通信規程 (平成二十二年四月青森県訓令甲第二十六号) は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百八十五号

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四二の一	平成二十六年三月二十七日

青森県告示第百八十六号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - （一） 三沢市大字三沢字浜通八八七・八八七地先（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - （二） 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - （三） 保安林を解除しようとする理由
排水路用地とするため
 - 二 解除予定保安林の所在場所
 - （一） 三沢市大字三沢字浜通八八七・八八七地先（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - （二） 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - （三） 保安林を解除しようとする理由
排水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八十七号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九

十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 青森県土地利用基本計画書の変更
変更に係る事項

一の(一)の 中「第59条」を「第72条」に改め、同(一)の(二)の 中「第14条第1項」を「第21条第1項」に、「第13条第1項又は第60条第1項」を「第20条第1項又は第73条第1項」に改める。

3の別表中

「 土地区画整理事業 」を	土地区画整理事業 宅地造成	60.8	五所川原市字下 五所川原市 五所川原市	五所川原市 五所川原市
「 土地区画整理事業 」を	土地区画整理事業 宅地造成	136.0	八戸市大字売市 八戸市	八戸市 八戸市
「 土地区画整理事業 」を	土地区画整理事業 宅地造成	136.0	八戸市大字売市 八戸市	八戸市 八戸市

改める。

二 青森県土地利用基本計画図の変更

1 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の都市地域、農業地域及び森林地域の区域を次のように改める。

- (一) 都市地域
 - 区域を拡大した市
青森市
- (二) 農業地域
 - 区域を縮小した町
鶴田町
- (三) 森林地域

青森県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年四月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道五林平藤崎線	南津軽郡藤崎町大字中野目字葛巻六の一から南津軽郡藤崎町大字中野目字早稲田東二八の一まで	平成三・三・三
県道大鰐浪岡線	南津軽郡大鰐町大字八幡館字豊田五の一から南津軽郡大鰐町大字八幡館字豊田一六の二まで	三・三・三〇
国道三四〇号	八戸市南郷区大字市野沢字市野沢五四の一から八戸市南郷区大字市野沢字市野沢四七まで	"
県道戸来十和田線	十和田市大字滝沢字高屋七の一から十和田市大字滝沢字八幡前七四の一九まで	"
国道二七九号	むつ市大畑町正津川二の一からむつ市大畑町正津川一一の一まで	三・三・三

公

告

北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳二一〇の一から五所川原市大字姥泡字桜木五三一の一まで	後	二〇・〇〇メートルから三一・七〇メートルまで	二六三・四〇メートル
北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳一八六の一から	後	一八・〇〇メートルから一五・二〇メートルまで	七六六・六〇メートル

青森県石油コンビナート等防災計画修正の要旨

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項の規定により青森県石油コンビナート等防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

平成二十三年三月三十日

青森県石油コンビナート等防災本部長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県石油コンビナート等防災本部は、昭和五十二年三月に計画を作成し、以後、随時修正を行ってきたところであるが、平成十八年十二月の計画修正後に生じた情勢の変化に対応するため、所要の修正を行ったものである。

二 計画修正の主な内容

- 1 大容量放射システムの配備に伴う修正を行った。
- 2 防災アクセスメントの実施に伴う修正を行った。
- 3 その他、現時点の内容とするための所要の修正を行った。

教育委員会

青森県教育委員会訓令第2号

庁内一般
教育事務
各関係学校

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県教育委員会

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令

非常勤職員給与支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「六千四十円」を「五千七百三十円」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「二千七百九十円」を「二千六百五十円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則
ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する
規則

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改
正する。

別表第一中「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第四号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）
の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

青森県警察職員定員表

区 分 本部、署名	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	小 計	一 般 職 員	合 計
	県 警 察 本 部	62	101	248	151	94	656	252
青 森 警 察 署	4	9	77	122	124	336	18	354
青 森 南 警 察 署	1	4	7	11	7	30	4	34
外ヶ浜 警 察 署	1	3	9	11	3	27	4	31
大 間 警 察 署	1	3	5	7	5	21	3	24
む つ 警 察 署	2	5	19	21	29	76	8	84
野 辺 地 警 察 署	1	6	15	16	13	51	4	55
弘 前 警 察 署	5	8	61	71	88	233	15	248
鱒ヶ沢 警 察 署	1	5	9	16	8	39	4	43
つ が る 警 察 署	1	4	11	16	10	42	4	46
五 所 川 原 警 察 署	3	7	26	33	40	109	9	118
板 柳 警 察 署	1	3	6	7	5	22	3	25
黒 石 警 察 署	3	8	21	32	36	100	8	108
八 戸 警 察 署	4	8	65	80	118	275	22	297
三 戸 警 察 署	1	4	12	9	16	42	4	46
五 戸 警 察 署	1	4	5	11	4	25	4	29
十 和 田 警 察 署	2	6	20	23	35	86	7	93
七 戸 警 察 署	1	4	10	10	14	39	4	43
三 沢 警 察 署	2	5	17	18	35	77	9	86
合 計	97	197	643	665	684	2,286	386	2,672

附 則
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

正 誤

平成二十三年三月十六日号外第十三号公布青森県条例第八号青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例附則第一項及び第二項中「青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十三年 月青森県条例第 号）」は、平成二十三年三月二十五日青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の公布により「青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十三年三月青森県条例第二十四号）」となった。

総 務 学 事 課

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二十五円一銭